

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 刈り取られた雑草

会報でお知らせするほどの照会、相談事例はありませんでしたので、廃棄物処理アドバイザー事業などで、廃棄物処理法の基礎研修をおこなっておりますがその研修の中で、御披露している廃棄物の種類について、御紹介します。

- 公園や田の土手などで刈り取られた雑草は廃棄物か？
- ⇒ 公園、河川の堤防や田畑の土手などで、雑草を刈り取りしますが刈り取られた雑草は、廃棄物か有価物か。判断するにあたっては、物の性状、排出の状況、通常の利用形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断することになります。まずは、物の性状について、利用用途を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生はないか、利用用途はあるか、これといったものは見当たりませんが、腐葉土の原料にはなると思われます。次に、排出の状況については、計画に沿ったもので保管、品質管理がなされているか、伸びたら刈り取るといった感じで、判断はつきません。通常の利用形態については、市場が形成され、廃棄物として処理されている事例はあるか、市場はなく廃棄物として処理されている事例はあると思います。取引価値の有無については、有償譲渡されている事例は聞いたことはありません。最後に、占有者の意思については、そのまま置いて土にかえるのを待つという感じでしょうか。物の性状、排出の状況、通常の利用形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断すると、腐葉土の原料になりうる程度で、有価物と判断するには難しく、だからと言って、廃棄物と断定するまでの状況になく、占有者の意思を尊重して来年土にかえるのを待つということでしょうか。しかしながら、刈り取った草をどのような状況下で土にかえるのを待つかという問題もあります。例えば、河川の堤防に隣接して住宅がある場合などは、住宅地に刈り取った草が飛んで行ってしまうような場合など、つまり飛散して生活環境に影響を及ぼす場合には、放置せずきちんと処理する必要があります。東横インの事件のように、地下室に保管していたつもりが、硫化水素を発生させ人の健康に被害が出で、事件に至るケースもあります。生活環境や人の健康に影響が出るような処理、保管は不法投棄になる恐れがありますので、くれぐれもご注意ください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。